人,農地問題解決加速化支援事業

【309百万円】

- 対策のポイント ———

平成27年産の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策:米価等が下落した際に収入を補てんする保険的制度)への加入に向けて、集落営農の組織化等を加速化させるための対策を実施します。

<背景/課題>

ナラシ対策の交付対象者は、平成27年産から規模要件がなくなりますので、認定農業者、集落営農、認定新規就農者であれば加入することができます。単独で認定農業者になれない方は、集落営農の組織化により、ナラシ対策に加入していただくことが必要です。

政策目標 —

- 〇担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年まで)で全農地面積の8割 となるよう農地集積を推進
- 〇平成27年産のナラシ対策に加入できるよう集落営農の組織化等を加速化

<主な内容>

平成27年産のナラシ対策に加入できるよう集落営農の組織化及び集落営農・複数個別経営の法人化等の取組を促進するため、これに係る支援単価を以下のとおり引き上げます。

- ① 法人化等が確実であると市町村が認める集落営農を組織した場合
 - ・交付単価 20万円→30万円に引き上げ
- ② 集落営農や複数の個別経営で法人を設立し、かつ、その法人が認定農業者の認定を受けた場合
 - ・交付単価 40万円→50万円に引き上げ

補助率:定額

事業実施主体:市町村

[お問い合わせ先:経営局経営政策課 (03-6744-0576)]